

国民年金保険料の未納を防ぐために免除・納付猶予制度の申請を

国民年金保険料は毎月納付する必要があります。しかし、失業や収入の減少などにより保険料の納付が難しくなったとき、**保険料を未納のままにしておく**と、将来の「**老齢基礎年金**」や障害・死亡といった不測の事態が生じたときの「**障害基礎年金**」・「**遺族基礎年金**」を受け取ることができない場合があります。

経済的な理由で**保険料の納付が困難な場合**には、ご本人の申請により**保険料の納付が「免除」または「猶予」となる制度があります**ので、ぜひご利用ください。

○保険料免除制度とは・・・

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合、保険料の全額または一部が免除となります。

なお、**一部免除は減額された保険料を納めないと未納期間となります**ので必ず納めてください。

○納付猶予制度とは…

20歳から50歳未満の方で、**本人・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合**に保険料の納付が猶予されます。

○手続きを行うことができる期間は？

保険料の納付期限から**2年を経過していない期間**（申請時点から2年1カ月前までの期間）は、さかのぼって免除等を申請することができます。

なお、国民年金保険料の**免除や納付猶予の年度は、7月から翌年6月までを期間とし**、前年所得にて審査されますので、**令和元年度の免除等の申請受け付けは令和元年7月1日から開始**となります。

○手続きを行うメリット

国民年金保険料を免除された期間についても、資格期間に反映され、**老齢年金を受け取ることができます**。ただし、全額納付したときに比べると減額されることとなります（40年間全額免除の場合、満額の1/2が支給となります。）しかし、**未納の場合や納付猶予に対して追納をしていない場合は受け取ることができません**。また、保険料の免除・納付猶予を受けている期間中に死亡または、障害を負った場合は、障害年金や遺族年金を受けることができます。

なお、保険料の「免除」「納付猶予」「未納」の違いは、下の表をご覧ください。

	老齢基礎年金		障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間への算入)
	受給資格期間への算入	年金額への反映	
納付	○	○	○
全額免除	○	○	○
一部納付(※)	○	○	○
納付猶予 学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

※ 一部納付の場合、保険料の一部を納付しなければ、未納と同じ扱いとなります。

○免除・納付猶予の申請をする際は

役場保健福祉課の国民年金担当窓口または年金事務所まで**個人番号か基礎年金番号の分かるもの**をお持ちください。

また、**退職(失業)**により申請をされる方は、退職(失業)したことを確認できる書類（雇用保険受給者証や雇用保険被保険者離職票、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し）をお持ちください。

お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話：0162-32-1941

役場保健福祉課 戸籍福祉グループ 電話：5-1115（内線166）告知端末機：5-8813